



# いじめ防止等のための基本的な方針



令和3年度 4月版

浜松市立浜名小学校

## 1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為であります。いじめに関係した子供それぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もあります。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワード等を元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた色々な取組がなされてきましたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととしました。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本小学校区において一層質の高い教育活動が展開されることを期待しています。そして、子供と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待するものであります。

## 2 基本的な考え方

### (1) 浜名小のいじめ対応の考え方

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」です。

問題行動の中でも、いじめは「いつ、だれが、加害者であっても、被害者になってもおかしくない」ことです。目の前にいる浜名小の児童の誰に起こってもおかしくないと考えることが大切です。児童が安心して、学校生活を送ることができるよう、学校全体で考え、児童を支えていくことが必要です。

そこで、浜名小では、いじめをはじめとする問題行動に対応するために、5つの方針を大切にしてお対応していきます。

- ①未然防止：日ごろから、「いじめをしない、許さない」雰囲気の基盤作りをします。
- ②早期発見：児童の言動や様子に注意を払ったり、定期的にアンケート調査をしたり、保護者や地域などと協力して早期発見に努めます。
- ③早期対応：いじめられた児童、いじめた児童だけでなく、観衆、傍観者など周囲の児童などに対しても早期に適切な対応を心掛けていきます。
- ④再発防止：指導をした後も、児童を見守り、支えて再発防止策をとっていきます。
- ⑤チーム対応：担任だけでなく、学年など複数の教師で対応します。

特に重大事態や重大事態と思われる(かもしれない)事態が発生した場合は、浜松市教育委員会などに連絡をし、連携して対応していきます。

また、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「再発防止」のためには、保護者や地域の方の理解と協力が必要です。そのために、個人情報に配慮しながら必要に応じて、情報を公開していくことも考えていく必要があります。

未然防止に努めることが最も大切ですが、いじめが発生したとき、現場では様々な指示が出されるときともにそれぞれの教職員が分担、協力して対応することになります。場合によっては、指示を待ってからでは、対応が遅くなる場合もあります。そこで発生直後の対応について共通理解する必要性が求められます。いじめが起こったとき、問題を最小限にとどめる対応を目指していきます。

### (2) 「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

### 3 組織

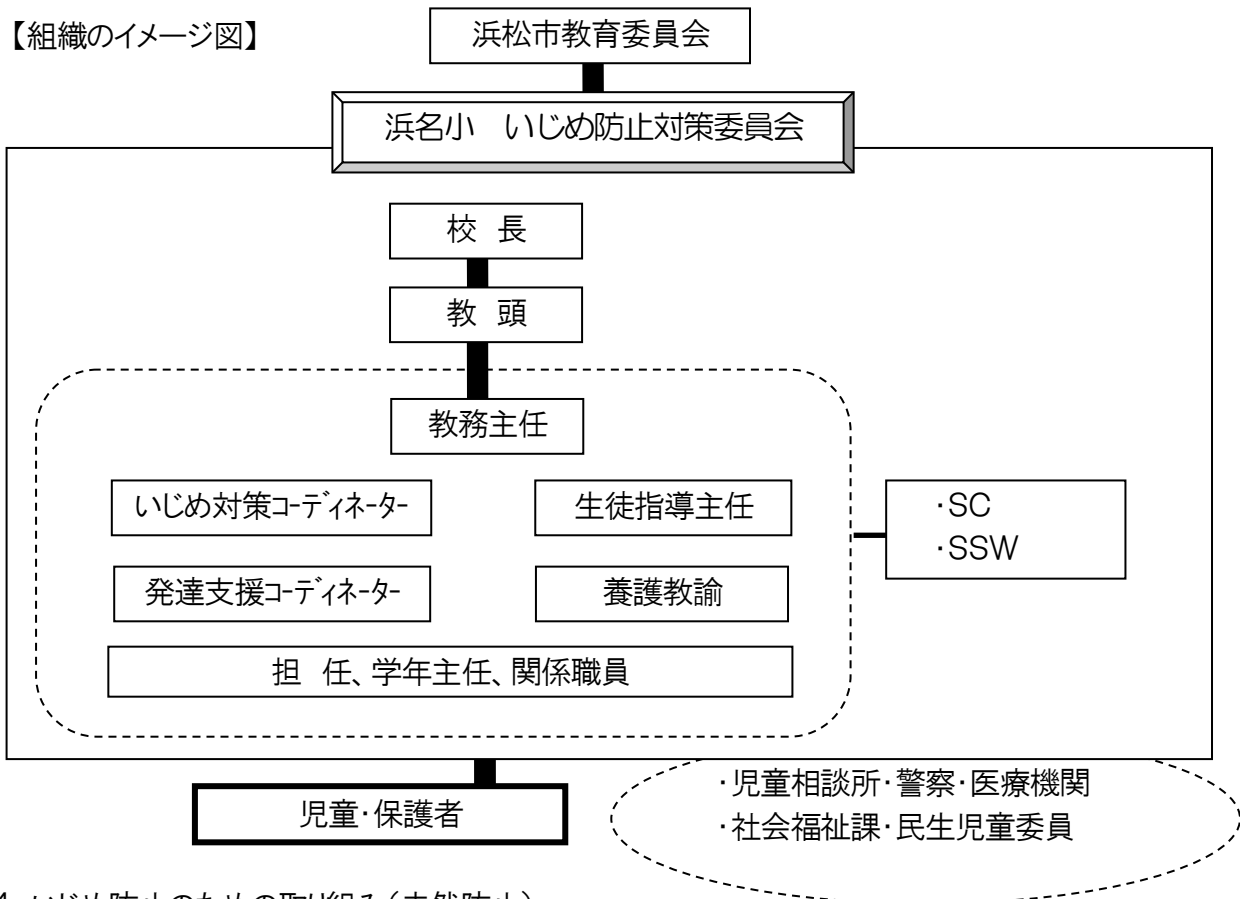
- 学校: 校長<委員長>、教頭<副委員長>、教務主任<副委員長>、担任、養護教諭  
生徒指導主任(いじめ対策コーディネーター)、発達支援コーディネーター、学年主任
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(必要時の委員会に参加する。)

※必要に応じて、関係職員が参加する。

※発達支援などにかかわる医療機関との連絡は、発達支援コーディネーターや担任が行う。

※市教委や児童相談所、社会福祉課等の対外的な連絡は、教頭が中心となるで行う。

【組織のイメージ図】



### 4 いじめ防止のための取り組み(未然防止)

#### (1) 教科

##### ① 満足感、成就感を感じられる授業

○めあてを明確にして、児童が「できた」「わかった」と言える授業を実施する。

○宿題や授業形態を工夫して、個に応じた指導を取り入れる。

##### ② 自他のよさを認め合える授業

○ペア、グループ、全体の交流を取り入れ、自分の考えを説明したり、友達の考えを聞いたりする場面を取り入れる。

○皆で教え合ったり、協力したりして、課題を解決していく授業を実施する。

#### (2) 道徳

実践力につながる道徳の授業の計画的実施

○各教科や行事などに関連させた道徳の授業を実施する。

○学級や児童の実態に応じて、授業の進め方を工夫し、実践力につなげていく。

○「心の教育」を実施し、命の偉大さ・大切さ・不思議さ等を知り、命はかけがえのないたった一つの

ものであり、自他の命を大切にしようと心を育てる。

(3) 特別活動

① 仲間作り、居場所作りにつながる学級活動

- 構成的グループエンカウンター、ロールプレイング等を実施して、ソーシャルスキルの力を向上させる。
- 学級遊び、係決め等で学級の仲間が話し合い、協力して取り組める活動を取り入れる。

② 友達、保護者、地域などとのつながりを作る「あいさつ運動」の実施

- 委員会活動(生活や企画)などにより、あいさつを広げる方法を考え、実践につなげる。

③ 異学年のつながりを深める「縦割りグループ」の実施

- 縦割り遊びを計画的に実施して、交流を深める。
- 児童集会等での異学年の交流を深める。

(4) 教育相談体制の整備

① 教育相談の体制を整備し、保護者や児童に伝えとともに、日常的に教育相談を行う。

- 教育相談担当…生徒指導主任、発達支援コーディネーター、発達支援担当、養護教諭等
- 年度当初に保護者に便りを配付し、教育相談ができることを広める。
- 日ごろから保護者や児童と連絡を密にし、教育相談につなげる。

② 4月の家庭訪問(希望者)、7月(全員)と12月(希望者)の教育相談を行い、保護者と情報を交換したり、指導について考えたりする。

(5) 地域との連携

① 交通安全ボランティアとのつながり

- 登下校時に、旗振りしたり付き添ったりしてくれる地域の方とのつながりを深め、地域の方とつながることのよさを感じられるようにする。

② 生活科や総合的な学習の時間等における地域との交流

- 学習活動を通して地域のよさを知り、地域の人々のよさを感じられるようにする。

(6) 環境整備

① 言語環境の整備

- 相手を大切にされた言葉遣いを指導する。  
「さん」付け、相手の心を大切にされた言葉を遣えるようにする。(乱暴な言葉を遣わない)

② 清掃の実施

- 掃除の分担をし、仕方を指導して、児童自ら学校をきれいにできるようにする。
- 日ごろから、ごみを拾ったり、片付けをしたりできるように指導する。

③ 掲示の工夫や花などの設置

- 児童が自分の居場所があり、安心して学習や生活ができる教室や校内の環境を整備する。

5 早期発見・早期対応

(1) 早期発見

① 主に教師によるもの

- 日ごろの児童の言動や表情(本人、周囲の児童)
- 教師間の情報交換(学年会、生徒指導委員会)
- 児童との個別面談(随時)

② 主に児童によるもの

○いじめアンケート(6月下旬、11月中旬、2月中旬、必要時)

○日記

○本人や周囲の児童からの相談

③ 主に保護者によるもの

○家庭訪問(4～5月)

○教育相談(7月、12月、随時)

○アンケート(6月下旬、11月中旬、必要時)

○懇談会

○本読みカードや連絡帳

○電話やメール

④ 主に地域の方によるもの(交通安全ボランティア、民生児童委員、主任児童委員など)

○電話、メール、手紙

○会話

(2) 記録と報告

○記録の意義と方法

- ・市教育委員会へ相談したり、事後に報告書を出したりすることに利用する。
- ・保護者やマスコミ等への対応(窓口は教頭)のためには、速やかに記録を残す。
- ・事実を時系列で記入する。
- ・事実と憶測を混同しないように記録する。
- ・情報の共有ができるようにする。

○担任、関係教職員、生徒指導主任が行う。

- ・事実 … いつ、どこで、だれが、何を、どんな風に (時系列で)
- ・加害者、被害者、傍観者、通報者の氏名
- ・対応した内容や伝えたアドバイスや指導が分かるように
- ・その記録を基にして、校務(日々の様子)に記録する。

(3) 基本的な対応

○いじめられた児童の心情に寄り添い、丁寧に対応することを第1とする。

※いじめた児童への指導が第1ではない

○教師は、いじめに対し積極的に対応する。

**ア) いじめ発見／発覚／訴え**

- 担任、発見したり連絡を受けたりした教職員
  - ・本人、他の児童、保護者等から、
  - ・訴え、アンケート、連絡帳等

**イ) 第一報**

- 担任、連絡を受けた教職員 → 学年主任、生徒指導主任 → 教務主任、教頭 → 校長
  - ・できるだけ早く。 ・メモを付ける。
- 情報収集や当初の対応について相談する。
- 重大なものについては市教委指導課に一報を入れる。 <教頭>

**ウ) 情報の収集**

- 被害者、加害者、傍観者、保護者等から、詳しい情報を収集する。
  - ・担任、学年主任、生徒指導主任等が対応する。

- ・個別に実施する。・可能であれば複数で対応する。・女兒には女性教員がよい。
- 加害者よりも、傍観者から先に情報を収集することもある。

**【被害者への確認内容】**

- ①発生日時、回数等
- ②発生場所
- ③加害者、傍観者の氏名  
・学級、学校等
- ④どんなことをされたか

※被害者の心情を受け止め、励まして、  
勇気を持たせられるようにする。  
※今後も絶対に被害者を守ることを伝える。  
(仕返しなどへの対応)

**【加害者への確認内容】**

- ①発生日時、回数等
- ②発生場所
- ③動機、経緯  
・どうしてその行動になったのか
- ④加害に加わった他の児童の氏名
- ⑤傍観者の氏名
- ⑥加害時の気持ち

**【傍観者への確認内容】**

- ①発生日時、回数等
- ②発生場所
- ③動機、経緯  
・どうしてその行動になったのか
- ④加害者、傍観者の氏名
- ⑤どんなことをしたのか

**エ)方針の明確化**

- 情報を基にして、対応について相談する。

《ケース会議》

※問題行動の重大さや複雑さなどに応じて、いじめ対策委員会やケース会を開く。

- ・参加者：校長、教頭、教務主任、発達支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、担任、関係教職員(前担任等)、SC、SSW等(状況により変わる)
- ・状況(問題の内容、初期対応)について報告し、今後の対策を練り、役割分担をする。

**オ)事実の確定と共有**

- 被害者、加害者、傍観者の証言を基に、被害者と加害者を同席させ、事実の確認をする。
  - ・証言でのずれなど事実として確定する。
  - ・「やった」「やらない」などの水掛け論になって確認できなかった場合も事実として確定する。
  - ・被害者、加害者を同席させない方が良い場合もある。
  - ・加害者よりも傍観者から先に事実確認をすることもある。
- 確定した事実を関係教職員で共有する。
- 必要に応じて、対応(指導、連絡)を再検討する。

**カ)指導**

- 被害者のケアと再発防止を優先する。
- いじめにつながった背景は受け止めるが、いじめをした行為については毅然とした態度で指導する。

**【被害者への指導内容】**

※被害者の心情を受け止め、励まして、  
勇気を持たせられるようにする。  
※今後も絶対に被害者を守ることを伝える。  
(仕返しなどへの対応)  
※どんな対応を望んでいるか聞く。

**【加害者への指導内容】**

※相手の立場になって考えさせる。  
※考えられない児童には、相手の気持ちを伝える。

**【傍観者への指導内容】**

※当事者意識を持たせる。

#### キ) 説明

- 電話で連絡を入れた後、家庭訪問をして事実や指導について説明する。
  - ・担任と学年主任(生徒指導主任)
  - ・被害者側の要望を聞き、加害者や被害者の保護者への事実説明の仕方を判断する。
- 加害者、傍観者の保護者への説明方法を決定し、対応する。
  - ・加害者 … 家庭訪問、来校等により、保護者に説明する。
  - ・傍観者 … 必要に応じて、説明する。

#### ク) 経過観察と背景改善

- 被害者、加害者、傍観者それぞれについて行う。
  - ・面談、アンケートなどを利用して、経過を観察する。

#### ケ) 一定の解消

- 態様としていじめが消失し、被害者が不安なく学校生活を送れる状態(約3か月間)

#### コ) 解消

- 被害者が自然に自分らしく活動できるようになった状態
- ※ここに記してあるものは、基本的な対応である。いじめの内容、児童、保護者などの状況により変わることもある。最も適したものになるように考えて対応する。

### 6 教師の共通理解、共通指導

#### (1) 生徒指導委員会・いじめ対策委員会

- 「全児童を全教職員で指導する」ことができるように、気になる児童について、情報交換をしたり、指導について協議したりする。
- SC・SSW・民生児童委員・主任児童委員などの皆さんに、計画的に参加していただき、専門家、地域の方々によりよい対応について協議する。

#### (2) 校内研修

- 「いじめ防止推進対策」についての共通理解をし、対応を図る。
  - ・浜名小のいじめへの考え方や対応について共通理解を図る。
  - ・研修会を開き、いじめへの対応の仕方について学び、共通理解を図る。
- ケース会を開き、適切な対応について協議し実施する。
- 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキル等について研修会を行い教師の力を高める。

#### (3) 学年会

- 児童の様子について意見交換を行い、前兆把握に努める。
  - ・いじめにつながる児童の表れについて資料を参考にして、意見交換をする。
  - ・気になる児童について、指導の仕方を検討し、実施する。
  - ・特に気になる児童については、生徒指導主任に報告して学校全体で対応する。

## 7 重大事態の対応について

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。
  - ・一定期間、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき
- ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事件が発生したものと報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への対応

#### ① 報告

- 学校が重大事態を感知した場合、その内容を十分に把握した上で、浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。

#### ② 調査

- 市教委の指導の下、浜名小のいじめ対策委員会を招集し、調査する。
  - ・いつ
  - ・誰が関わったか
  - ・どんな態様か
  - ・いじめを生んだ背景
  - ・学校教職員の対応 など
- 学校では十分な調査を得られないと判断したり、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあったりする場合は、市教委において調査を実施する。
- いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合
  - ・いじめを受けた児童を最優先にして、十分に聴き取る。
  - ・在籍児童や教職員へのアンケート調査や聴き取り等を行う。
- いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合（入院や死亡など）
  - ・いじめを受けた児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、調査について協議して迅速に着手する。
  - ・在籍児童や教職員へのアンケート調査や聴き取り等を行う。

#### ③ 結果の提供、報告

- いじめに関わった児童とその保護者へ適切な情報を提供する。
  - ・調査によって明らかになった事実関係を関係児童と保護者に説明する。
  - ・児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供する。
- 調査結果について市教委に報告する。

#### ④ 相談体制

- 市教委が整備した相談体制を利用して、在籍児童とその保護者、教職員がいじめに関わる相談をする。

#### ⑤ 報道への対応



- 個人情報保護を配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。窓口は教頭で一本化する。
  - ・トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。
- 自殺の場合は、亡くなった児童の尊厳の保持や連鎖の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意を求めていく。(参照:WHOによる自殺報道の提言)

## 8 その他

### (1) 公開について

- ① HPIに「浜名小 いじめ防止等のための基本的な方針」(概要)を掲載する。
- ② PTA総会資料に、「浜名小 いじめ防止等のための基本的な方針」(概要)を掲載し、保護者や地域の方に公開する。

### (2) 方策の更新

- ① P・D・C・A サイクルの考え方で、浜名小の実情に合ったものに改善していく。

いじめ0を目指すとともに、いじめの早期発見・早期対応を全職員で行います。